

遺留分減殺請求権と債権者代位権

大島俊之

- 一 はじめ
- 二 わが民法規定の沿革
 - 1 ボアソナード草案／旧民法
 - 2 明治民法
 - 3 現行民法
- 三 外国法の概要
 - 1 フランス法
 - 2 イタリア法
 - 3 ルイジアナ法
- 四 わが国の判例
 - 1 肯定例
 - 2 否定例
- 五 わが国の学説

- 1 体系書・教科書レベル
2 論文・判例評釈レベル（東京地裁平成二年判決に関する評釈）
- 六 私見
- 1 私見その一（遺留分減殺請求権は一身専属権ではない）
2 私見その二（相続人の債権者に限つて代位行使を認めるべきである）
- 〔付録〕肯定説の要約

一はじめに

遺留分権利者である債務者が、遺留分減殺請求権を行使しない場合に、債権者は、債権者代位権に基づいて、その権利を行使することができるか。民法四二三条一項但書は、債務者の一身専属権を債権者代位権の対象から除外している。したがつて、債務者の遺留分減殺請求権が、一身専属権であるか否かが問題となる。これまでの裁判所の判断は、分裂している。また、学説も分裂している。

最近の東京高裁平成一〇年二月五日判決⁽¹⁾は、債権者代位権による遺留分減殺請求権の代位行使を認めなかつた。この判決は高裁の判決であるが、上告されている。最高裁の判断が示される前に私見を述べたいと考えて、この問題を取り上げることにした。

なお、本稿では、減殺請求権の代位行使を肯定する説を肯定説と呼び、減殺請求権の代位行使を否定する説を否定説と呼ぶ。

(1) 東京高裁平成一〇年二月五日判決（判時一六五三二号一一四頁）。

二　わが民法規定の沿革

1　ボアソナード草案／旧民法

(1)　ボアソナード草案三五九条三項

ボアソナード草案三五九条三項は、次のように規定している。「しかし、債権者は……排他的に債務者に留保された権利を行使することができない（後略）」。

(2)　ボアソナードの説明

上の草案について、ボアソナードは、次のように説明している。「排他的に債権者に留保された権利については、債権者による行使が認められない。そのような権利は、財産的な価値よりも高い精神的な価値を持つものであり、それゆえに、『排他的に債務者に留保された権利』とされるのである。さらに重要な理由として、純粹に精神的な価値しか持たない権利は、債権者が行使しても利益がないからである。このような定式化は、ある権利が一身专属権であるか否かを判断する際に役立つであろう。『一身専属権の』最も明白な例は、身分に関する権利である。例えば、嫡出否認権、離婚請求権、婚姻・縁組の無効・取消を請求する権利、身体の被害に基づく損害賠償請求権、あるいは忘恩を原因とする贈与の取消権などである。

これに反して、債務者の相続した遺産の全部または一部を回復するための権利は、債務者の債権者が代位行使しうると考えるべきである。たとえ、精神的価値が関係しており、それゆえに、債務者自身がその権利の行使を躊躇している場合であっても、代位行使は可能である。例えば、相続回復請求権（嫡出性の否定の主張を含んでいても）、持戻請求権（フランス民法典八四三条以下）、贈与または遺贈の減殺請求権（フランス民法典九一三条）、

ある相続人が相続欠格であると主張する権利（フランス民法典七二七条）などである。これらの権利の場合には、精神的価値よりも財産的価値の方が一層大きな役割を果たしている。したがって、債務者が行使しないからといって、債権者による行使を排除すべきではない」。⁽²⁾

(3) 旧民法財産編三三九条三項

旧民法財産編三三九条三項は、次のように規定している。「然レトモ債権者ハ……債務者ノ一身ニ専属スル権利ヲ行フコトヲ得ス（後略）」。

2 明治民法

(1) 法典調査会における議論

① 原案四一八条一項但書

法典調査会に提出された原案四一八条一項但書は、次のとおりであった。「但債務者ノ一身ニ専属スル権利ハ此限ニ在ラス」。

この原案について、起草委員の穂積陳重は、次のように説明している。「但書モ同ジコトデアリマス其一身ニ専属スル権利ヲ債権者ガ行フコトガ出来ヌト云フコトハ是レハ分リ切ツテ居ルノデアリマス⁽³⁾」。そして、穂積陳重は、遺留分減殺請求権が債権者代位権の対象となるか否かについては、何も述べていない。

② 原案一一四五条

法典調査会に提出された原案一一四五条は、次のとおりであった。「遺留分権利者及ヒ其承継人ハ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル限度ニ於テ遺贈及ヒ第千百四十二条ニ掲ケタル贈与ノ減殺ヲ請求スルコトヲ得」。

この原案について、起草委員の富井政章は、次のように説明している。「被相続人ノ特別承継人並ニ債権者ハ減殺権ヲ持タナイト云フコトニナル仏蘭西民法ハ一二此事ヲ明言シテ居ル様デアリマス（中略）被相続人ノ債権者ニ付テ申上ゲネバナラヌコトハ遺留分権利者が単独承認ヲ為シタ場合其債権者ナル者ハ相続人ノ債権者トナラヌ」。

③ 起草委員の富井政章と梅謙次郎の見解の相違

遺留分減殺請求権者が単純承認した場合に、被相続人の債権者は遺留分減殺請求権の代位行使をすることができるか、という問題に関して、起草委員の富井政章と梅謙次郎の間に見解の相違がある。

上に紹介した部分から分かるとおり、富井委員は、遺留分減殺請求権者が単純承認した場合に、被相続人の債権者は遺留分減殺請求権の代位行使をすることができないという見解を採っている。

これに対して、梅謙次郎は、次のように述べている。「遺留分権利者ノ債権者モ亦第四百二十三條ノ規定ニ依リ其権利ヲ代ハリ行フコトヲ得ヘシ而シテ相続債権者モ若シ遺留分権利者カ単純承認ヲ為シタルトキハ他ノ債権者ニ同シキカ故ニ亦同一ノ権利ヲ有スヘシ蓋シ一身ニ専属スル権利ト認ムヘカラサレハナリ」。このように、梅委員は、遺留分減殺請求権者が単純承認した場合に、被相続人の債権者は遺留分減殺請求権の代位行使をすることができるという見解を採用している。

② 明治民法

明治民法（現行民法）四二三條一項但書は、次のように規定している。「但債務者ノ一身ニ専属スル権利ハ此限ニ在ラス」。

明治民法一一三四条は、次のように規定している。「遺留分権利者及ヒ其承継人ハ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル

限度ニ於テ遺贈及ヒ前条ニ掲ケタル贈与ノ減殺ヲ請求スルコトヲ得」。

3 現行民法

現行民法四二三條一項但書は、次のように規定している。「但債務者ノ一身ニ専属スル権利ハ此限ニ在ラス」。また、現行民法一〇三二条は、次のように規定している。「遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前条に掲げる贈与の減殺を請求する」とができる。

- (1) Boissonade, *Projet de Code Civil pour l'Empire du Japon*, t. 2, 2e éd., 1888, p. 161 et s.
- (2) 「法典調査会民法議事速記録」(商事法務研究会版)二三巻一〇〇頁。
- (3) 「法典調査会民法議事速記録」(商事法務研究会版)七巻八七〇頁。
- (4) 梅謙次郎『民法要義卷之五』(初版) (一九〇〇年) 四二二六頁。
- (5) 梅謙次郎『民法要義卷之五』(初版) (一九〇〇年) 四二二六頁。

三 外国法の概要

1 フランス法

(1) フランス民法典の規定

債権者代位権に関するフランス民法典一二六六条は、次のように規定している。「しかし、債権者は、債務者の一身に排他的に属する権利を除き、債務者の有するすべての権利および訴権を行使する」とができる。

また、遺留分減殺請求権に関するフランス民法典九二一条は、次のように規定している。「生前贈与の減殺は、法律が認めた利益を有する者、その相続人のみが請求することができる。したがつて、受贈者、受遺者、被相続

人の債権者は、減殺を請求することも、それにより利益を受けることもできない」。

(2) フランスの判例

破毀院民事第一部一九八一年一〇月二〇日判決が、この問題を取り扱っている。⁽⁶⁾ 事実関係は、次のとおりである。「原審の裁判官の判決（エックス控訴院一九八一年一月九日）によれば、マケール・ブドン氏（一九六八年一二月三一日死亡）には、一人息子ギー・ブドン氏がいるが、妻マリー・ベリーに対して、一九六四年一一月一七日作成の公正証書により、妻が自分よりも長生きした場合には、自己のすべての財産を妻に贈与する旨を定めた。正確には、次のようなものであった。『卑属が存在する場合には、本件贈与は、法律の規定にしたがつて減殺される。遺留分減殺請求がなされた場合には、贈与は、处分可能な最大限までに縮減される。受贈者は、完全な所有権、所有権と用役権の組み合わせ、または用役権だけのうちのいずれかを選択する。その選択権は、遺産の分割まで存続する。ただし、相続人が選択すべきことを請求したときは、この限りではない』。（中略）ギー・ブドン氏に対して債権を有するプロデュイ・トル・フランス株式会社は、同氏とその母親が共有する財産の競売と分割を請求した」。

原審は、プロデュイ・トル・フランス株式会社の請求を認めた。これに対し、ブドン未亡人が上告した。上告理由は、次のとおりであつた。上告理由第一点。「たしかに過大な贈与が存在するが、その減殺請求がなされていない。そして、減殺請求をすることができるのは、遺留分を有する相続人としての資格を有する者に限られる。減殺がなされていないにも係わらず、贈与が過大であるとした点において、控訴院は、民法典九二〇条の規定に違反している」。

上告理由第二点。「共同相続人または第三者の利益のために相続を放棄することは、譲渡行為としての性質を有

し、民法典七八四条以下の規定〔相続放棄に関する規定〕に従う必要はない。この点において、ギー・ブドン氏の放棄が裁判所書記官に対してなされていないとして、それを否定した点において、控訴院は、民法典七八四条の規定に違反している」。

判旨は、次のとおりである。「まず、ギー・ブドン氏が母親のために相続を放棄したことは認められていない。裁判所書記官に対して相続放棄の申述がなされておらず、したがつて相続放棄はなされていない」と控訴院が判断したことは、正当である。

次に、上告理由において述べられているように、遺留分減殺請求がなされていない場合には、過大な贈与は減殺されないが、相続人の債権者は、債権者代位権により、遺留分減殺請求権を代位行使することができる。本件においては、トルー・フランス社は、遺留分減殺請求権を代位行使することができる。

以上に述べた通り、上告理由は二つとも根拠がない。故に、本院は、本件上告を棄却する」。

(3) フランスの学説その一（体系書レベル）

マルカデは、次のように述べている。⁽⁷⁾「民法典一一六六条は、債権者は債務者の全ての権利を行使することができる旨を、規定している。ただし、財産的というよりも、精神的な価値のある権利については（例えば婚姻の無効とか別居を請求する権利）、これを除外している。遺留分減殺請求権は、遺産の一部を獲得しようとするものであつて、この権利が除外されるものではないことは明白である。しかし、死者の債権者については結論が異なる。彼らには、減殺請求権は認められない。（中略）ところで、相続人が単純承認をした場合には、相続債権者は、相続人の債権者となる。……したがつて、相続人が遺留分減殺請求権を行使しない場合には、債務者に代わって行使することができる。相続債権者が、減殺請求によつて遺留分を確保しようとする権利を阻止するための唯

一の手段は、限定承認である」。

ロランは、次のように述べている。⁽⁸⁾「遺留分減殺請求権は、他のすべての財産権と同様に、相続人の債権者によって行使することができる。（中略）『受贈者 受遺者及び被相続人の債権者は、減殺を請求することも、それにより利益を受けることもできない』。この原則については、特に債権者については、古法時代には、長期間、論争された。そして、「法典起草段階の」コンセイユ・デタにおいても、この論争が蒸し返えされた。それが、現代の学説にも影響を与えていた。（中略）債務者が贈与したものは、もはや遺産ではない。したがって、「相続」債権者は、その財産については、何ら権利を持たない。それ故に、相続債権者は、その贈与された物について、減殺請求権を持たない。（中略）しかし、遺留分権を持つ相続人が単純承認をした場合には、例外となる。相続人が単純承認をした場合には、相続財産と、相続人の財産が一つのものになる。したがって、相続債権者は、相続人の債権者になる。その結果、相続債権者は、債権者代位権行使することができる（一一六六条）。また、遺留分を持つ相続人が遺留分減殺請求権行使した場合には、相続債権者は、そのことによつて利益を得ることになる」。

プラニオルとリペールの体系書は、次のように述べている。⁽⁹⁾「遺留分減殺請求権は、遺留分権利者の一身専属権ではない。したがつて、遺留分権利者の債権者や承継人は、遺留分減殺請求権行使することができる（九二一条）。遺留分権利者は、民法典一一六六条に基づき、権利行使しない債務者に代わつて、遺留分減殺請求権行使することは、極めて明白である。（中略）相続人が単純承認をした場合には、死者の債権者は、相続人の債権者になる。したがつて、民法典一一六六条に基づき、減殺請求権行使することができるのである」。

マゾーは、次のように述べている。⁽¹⁰⁾「死者の債権者は、減殺請求権を持たない。……贈与によつて、その財産は、

債務者の財産ではなくなり、担保財産ではなくなる。ただし、債権者取消権を行使した場合を除く。しかし、二つの点に留意しなければならない。第一に、上に述べたことは、生前贈与についてだけ当てはまることがある。遺贈された物は、死者の債権者の目から見て、遺産でなくなるわけではない。したがって、担保財産としてとどまる。第二に、遺留分権利者が単純承認をした場合には、相続財産と相続人の財産が一つのものとなるので、死者の債権者は、相続人の債権者になる。この資格において、死者の債権者は、債権者代位権により、遺留分権利者の固有債権者と同様に、⁽¹¹⁾ 遺留分減殺請求権を行使することができる」。

グリマルディは、次のように述べている。「遺留分権利者の債権者は、債権者代位権を行使することができる。⁽¹²⁾ (中略)これに対して、相続債権者は、『遺留分減殺請求をすることも、それにより利益を受けることもできない』。しかし、この原則の適用範囲を過大に考えてはならない。

まず、遺贈の場合について。相続債権者は、減殺請求をすることができる。なぜなら、遺贈された財産は、相続財産の中とどまっているからである。

次に、贈与の場合について。九二一条の原則は、遺留分権利者が限定承認をした場合にのみ当てはまる。遺留分権利者が単純承認をした場合には、相続債権者は、相続人の債権者になる。したがって、相続債権者は、債権者代位権によつて、減殺請求をすることができる」。

マロリーとエヌースの教科書は、次のように述べている。「遺留分減殺請求権は、一身専属権ではない。その相続人、譲受人または債権者は、債権者代位権によつて、行使することができる（一一六六条）。

相続債権者は、行使することができない。贈与の場合について。贈与された財産は、死者の財産ではなくなる。したがつて、死者の債権者は、減殺請求権を行使することができない。ただし、この者が、なんらかの物権を有

遺留分減殺請求権と債権者代位権

する場合、または債権者取消権による場合は、この限りでない。また、遺留分権を有する相続人が単純承認をした場合には、相続債権者は、相続人の債権者となる。したがつて、遺留分減殺請求権を代位行使することができる。

遺贈の場合について。この場合は異なる。遺贈は、相続債務を弁済した後に実現される。したがつて、相続債権者は、遺留分権利者がいない場合であつても、遺贈の履行を阻止することができる」。

以上、見てきたとおり、フランスの体系書レベルにおいては、相続人の債権者については遺留分減殺請求権の代位行使を容認するのが、異論なき通説である。ただし、被相続人の債権者については制限がある。

(4) フランスの学説その二（論文・判例評釈レベル）

レミー教授は、破毀院一九八二年判決についての評釈において、次のように述べている。⁽¹³⁾ 「相続人の債権者は、債権者代位権によつて、遺留分減殺請求権を行使することができる。（中略）その根拠としては、一一六六条を上げるだけで十分である。この規定は、債務者の一身に排他的に属する権利を除いて、債権者は債務者の権利を代位行使することができる旨を規定している」。

パタラン教授は、破毀院一九八二年判決についての評釈において、次のように述べている。⁽¹⁴⁾ 「相続人の債権者は、債権者代位権によつて、権利を行使しない債務者に代わつて、自由分を超過した恵与の減殺を請求することができるのである。これによつて、債権者は、債務者の遺留分から満足を受けることができる。（中略）債権者のこの権利の直接的な根拠は、一一六六条にある」。

以上のとおり、先のフランス破毀院の判決について論じた、これら二人の法学者は、遺留分減殺請求権の代位行使を認めている。

(5) フランスの学説の要約（グリマルディ説を中心として）

相続人の債権者	単純承認	遺贈○	生前贈与○
被相続人の債権者	単純承認	遺贈○	生前贈与○
	限定承認	遺贈○	生前贈与○
	限定承認	遺贈○	生前贈与×

2 イタリア法

(1) イタリア民法典の規定

イタリア旧民法典（一八六五年）一〇九二条三項は、次のように規定していた。「受贈者、受遺者及び被相続人の債権者は、減殺を請求することも、それにより利益を受けることもできない」。

イタリア現行民法典（一九四二年）五五七条三項は、次のように規定している。「受贈者及び受遺者は、減殺を請求することも、それにより利益を受けることもできない。被相続人の債権者は、遺留分権利者が限定承認をした場合には、減殺を請求することも、それにより利益を受けることもできない」。

(2) イタリアの判例

① イタリア破毀院民事第二部一九七〇年一月二六日判決

この判決は、次のように述べている。⁽¹⁵⁾「減殺請求権は、遺留分権利者の一身に帰属する権利であり、譲渡することはできない」。

この判決によれば、（日本風に言えば）減殺請求権は、帰属上の一身専属権であるが、行使上の一身専属権では

遺留分減殺請求権と債権者代位権

ないことになる。後に見る日本における否定説が、遺留分減殺請求権は、帰属上の一身専属権ではないが、行使上の「一身専属権」である、と主張している⁽¹⁶⁾のとまったく正反対になる。なお、このような「帰属上の一身専属権」とか「行使上の一身専属権」という概念は、鳩山博士が提唱し、普及したものであり、日本以外には見られないものである。⁽¹⁷⁾

② イタリア破毀院民事第二部一九八二年二月二三日判決

この判決は、次のように述べている⁽¹⁸⁾。「遺留分権利者が限定承認をした場合には、遺留分権利者が提起した遺留分減殺請求権に関する裁判において、死者の債権者は、民事訴訟法典一〇五条の規定する遺留分に介入しうる利益を持たない。なぜなら、この場合には、死者の債権者は、民法典五五七条により、債権者代位権により遺留分減殺請求権を行使することも、それにより利益を受けることもできないからである」。

(3) イタリア現行民法典の要約

相続人の債権者	単純承認	遺贈○	生前贈与○
被相続人の債権者	限定承認	遺贈△	生前贈与△
	単純承認	遺贈○	生前贈与○
限定承認	遺贈×	生前贈与×	

3 ルイジアナ法

(1) ルイジアナ民法典の規定

ルイジアナ民法典一〇五四条は、次のように規定している。「贈与者又は遺言者の死亡により、生前贈与又は遺

贈の減殺は、遺留分権利者、その相続人又は譲受人のみが、行使することができる。受贈者、受遺者又は死者の相続人は、減殺を請求する」とも、それにより利益を受ける」とも「やだな」とした。

(2) ルイジアナの判例

ヘニカン相続事件においては、裁判所は、遺留分権利者の債権者は、債務者から遺留分を譲渡されるなどの特別の事情がなれば、遺留分減殺請求権を行使することができない、とした。⁽¹⁹⁾

(3) ルイジアナの学説

オッペンハイム教授は、次のように述べている。⁽²⁰⁾「民法典」五〇四条は、減殺請求権の行使ができる者を、遺留分権利者、その相続人または譲受人に制限している。「相続人」は緩やかに解釈すべきである。これに対して、「譲受人」という文言は、厳格に解釈すべきである。したがって、遺留分権利者の受遺者および無遺言相続人は、減殺請求権を行使することができる。これに対して、死者の相続人、受贈者および受遺者は、排除される。すべての遺留分権利者は、尊属であり、卑属であり、遺留分減殺請求権を持つ」。

- (6) Cass.civ., 20 oct.1982, D.1983, 120, note Rémy.
- (7) Marcadé, *Explication théorique et pratique du Code civil*, t.3, 7e éd., 1873, n 583, p.491 et n 585, p.492.
- (8) Laurent, *Principes de droit civil français*, 4e éd., t.12, 1887, n 139, p.185 et n 140, p.186.
- (9) Planiol et Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, 2e éd., t.5, par Trasbot et Loussouarn, 1957, n 100, p.122 et n 101, p.123.
- (10) Mazeaud et Mazeaud, *Leçons de droit civil*, 2e éd., t.4, vol.2., par Juglart, 1971, n 928, p.219.
- (11) Grimaldi, *Droit civil, Successions*, 2e éd., 1992, n 824, p.770 et n 824, p.771.

- (12) Malaurie et Aynès, *Cours de Droit Civil, Les Succession, Les Libéralités*, 2e éd., 1993, n 652, p.339.
- (13) Rémy, note, *D* 1983.120
- (14) Patarin, *Rev. trim. dr. civ.* 1983.973.
- (15) Cass. civ., sez. II, 26 gennaio 1970, n.160, *Reb.* 1971.6176.
- (16) 山口純夫「判批」判タセ五一年（一九九一年）五二二頁。
- (17) 前田陽一「相続法と取引法——相続人債権者の債権保全を中心」『椿寿夫教授古稀記念／現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、一九九九年）六五七頁。
- (18) Cass. civ., sez. II, 23 febbraio 1982, n.1114, in *Arch. civ.* 1982.1081.
- (19) In Succession of Henican, 248 So.2d 385, 46 *Tulane L. Rev.* 551 (1972).
- (20) Oppenheim, *Louisiana Civil Law Treatise*, vol.10, Successions and Donations, 1973, n 173, p.283.

四 わが国の判例

1 肯定例

大審院昭和一五年一〇月一六日判決⁽²¹⁾

この判決は、結論としては、贈与財産（抵当権が設定される不動産）の価額から抵当債務額を引くべく、遺留分を侵害していないとして、遺留分減殺請求権の代位行使を否定している。しかし、いのよつた判決をしたい」と自体が、暗黙の前提として、減殺請求権の代位行使を肯定していると解釈される。

「遺留分ノ額ヲ算出スルニ當リ抵当権ノ設定シアル不動産ノ贈与ニ付テハ特別ノ事情ナキ限り贈与財産額ヨリ抵当債権額ヲ差引キタル残額ノミノ贈与アリタルモノト解スルヲ妥当トス（中略）竹之丞カ……自己ニ留保シタ

ル財産ノ昭和五年八、九月頃ノ価額ハ合計三千八百十四円若ハ三千三百十円ニシテ又被上告人両名ニ贈与シタル財産ノ右時期ニ於ケル価額ハ贈与財産ノ価額合計五千五円ヨリ抵当債務二千円ヲ控除シタルニ千五円ナリト認定シ右贈与當時ノ贈与財産ノ価額ハ残余財産ノ価額ヲ越ヘサルカ故ニ本件贈与ハ其当事者双方カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ認識セシシテ行ハレタルモノト判定シ……〔た〕原判決ニハ実驗則ニ背反シテ事実ヲ認定シタル違法アリト謂フヘカラス」。

(2) 最高裁昭和二五年四月二八日判決⁽²²⁾

この判決は、結論としては、遺留分減殺請求権の消滅時効が完成しているとして、遺留分減殺請求権の代位行使を否定した原審判決を支持している。しかし、このような判決をしたこと自体が、暗黙の前提として、減殺請求権の代位行使を肯定していると解釈される。

原審判決（福岡高裁昭和二三年一二月二七日判決）「控訴人は遺留分権利者たる債務者省吾に代位して遺留分の減殺請求をする旨主張し、被控訴人は右減殺請求権は時効によつて消滅している旨主張するのでこの点について考究すると民法第千四十二条によれば減殺の請求権は遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与のあつたことを知つた時から一年間これを行わないときは時効によつて消滅するのであるが、記録によれば被控訴人が本件物件は全部亡夫辰市から贈与を受けたものであると主張したのは原審における昭和二十一年九月十六日の口頭弁論においてあることが明かであるから反証のない限り控訴人は遅くとも被控訴人の右の主張によつて減殺すべき贈与のあつたことを知つたものと認むべく従つて減殺の請求はその後一年内にこれを行わなければならぬのに控訴人は当審における昭和二十三年九月二十七日の口頭弁論において右減殺の請求をしたのであるから右は該請求権が時効によつて消滅した後になされたものであり爾余の点について審究するまでもなく失当なることが

明かである」。

〔判旨〕「上告人が、第一審口頭弁論において、被上告人主張にかかる本件贈与の事実を全面的に否認したとしても、その贈与を否認することは、所論のように『若シ其ノ否認が認メラレズ贈与ガ認メラレル場合ニハ其ノ家督相続財産ニ付キ遺留分ニ基キ減殺請求権ノ行使ヲナス主張ヲ包含シテオル』ものと解することはできない。右の否認は、本件贈与の事実の存在を争うに過ぎないのであつて、所論のような積極的な意思表示を包含するものとは、到底解することができない」。

2 否定例

(1) 東京地裁平成二年六月二六日判決⁽²³⁾

〔遺留分減殺請求権について〕は、遺留分権利者の承継人が行使することが認められていること（民法一〇三一条）を根拠に、一身専属性がないとする考え方がある。しかし、遺留分減殺請求権の処分の自由及びその結果として承継人の権利行使が認められていることは、遺留分請求権の行使が、遺留分権利者自らの自由な意思決定に委ねられるべき事項であることとなんら矛盾するものではない。むしろ、遺留分権利者の意思決定の自由を確保するために、承継人の権利行使が認められていると考えることさえ可能である。

〔中略〕民法（一〇三一条）が遺留分減殺請求権行使するかどうかの選択を遺留分権利者及びその相続人の意思に委ねたのは、親子、兄弟、姉妹などの身分的人格的関係とこれを背景に持つ財産関係との調整は、そのような身分的人格的関係を有する遺留分権利者とその相続人の自由な意思決定に委ねるのが適当であるとの考慮に基づくものと考えられる。そうだとすれば、遺留分権利者が減殺請求権を他に譲渡するなど、権利行使の意思を

確定するまでは、債権者といえども遺留分権利者の意思決定に介入することは許されず、したがって、債権者代位により遺留分権利者に代位して減殺請求権を行使することはできないものと解するのが相当である。

なお、このようないくつかの解釈がある。相手方が将来遺産を相続することに期待して金銭を貸し付けた債権者の期待に反することになる。しかし、将来の遺産相続は、例えば相続放棄（身分行為として詐害行為取消の対象とならない）があれば実現しないなど、極めて不確実な事柄であつて、債務者の資力判断の基礎とはならないのが通常であり、右のような問題のあることは、前記の解釈の妨げとはならない。

さらにまた、減殺請求権の代位行使を認めないとすると、被相続人がその債権者を害することを知りながら、相続財産を他に遺贈した場合、被相続人の債権者が減殺請求権の代位行使により相続財産を取り戻すことを封ずる結果となつて、不当であるかのようである。しかし、右のような場合は、破産法四二条の相続財産破産の制度によつて十分救済を受けられるのであるから、右の点も前記解釈をとることの妨げとはならない」。

(2) 東京高裁平成一〇年二月五日判決²⁴⁾

〔事実〕 金融業者Yは、訴外A（Aには三人の兄弟と六人の姉妹がいる）に対して金銭を貸し付け、その支払いを命じる確定判決を得た。その後、Aの父が死亡したが、本件土地を含む大半の不動産をAの弟であるXに相続させ、Aには相続させない旨の公正証書遺言をしていた。

Yは、Aに代位して、本件土地につき、法定相続分どおりの相続登記をするとともに、判決に基づき、強制執行の申立をして、Aの共有持分一〇分の一を差し押された。

これに対しても、Xは、本件土地は自分が単独で相続をしたとして、第三者異議の訴えをした。これに対しても、Yは、相続開始後一年内に（一〇四二条参照）、Aに代位して、遺留分減殺請求をし（九〇二条一項但書、一〇三

一条参照)、Aの遺留分に相当する二〇分の一については、なお強制執行をする権利があると主張した。

原審(浦和地裁越谷支部平成九年六月二六日判決)は、遺留分減殺請求権は、その性質上、債権者が代位行使することはできない旨を判示した。これに対して、Yが控訴したのが本件である。

〔判旨〕 控訴棄却 「民法が遺留分の現実化を減殺請求権の行使によるものとしたのは、被相続人がした遺言や贈与をそのまま受け入れるかどうかの選択は、親子、兄弟、姉妹などの身分的・人格的関係にある遺留分権利者の自由な意思に委ねるのが適当であるとの考慮に基づくものと考えられる。そうだとすれば、遺留分権利者が遺留分減殺請求権行使するまでは、債権者といえども遺留分権利者の意思決定に介入することは許されず、債権者が遺留分権利者に代位して減殺請求権行使することを許すことは相当でないというべきである。」

「ところで、遺留分減殺請求権については、遺留分権利者の承継人がこれを行使することができるとしている(民法一〇三一条)。右承継人には包括承継人のみならず特定承継人を含むものと解されるが、後者についても、遺留分権利者が、まず、遺留分減殺請求権の行使をすることを決定した上で、自らの意思で遺留分を他に譲渡した結果、これを取得した承継人が減殺請求をできるものと解されるから、承継人に減殺請求権を認めたのも、遺留分権利者が自らの意思で遺留分行使あるいは処分する自由を保障した上でのことであると理解することができ、遺留分減殺請求権の行使が、遺留分権利者の自由な意思決定に委ねられるべき事項であることと矛盾するものではない。すなわち、遺留分減殺請求権は、いわゆる帰属上の一身専属権ではないが、行使上の一身専属権であることができる。」

「なお、このように解すると、債権者が、債務者が将来遺産を相続することを期待して金銭を貸し付けたような場合には債権者の期待に反することになる。しかし、遺産相続は、相続開始まで遺産が残らなければ現実化し

ないし、相続財産がある場合でも、例えは相続の放棄（身分行為として詐害行為取消権の対象とならない。）があれば実現しないなど、将来の遺産相続は極めて不確実な事柄であって、債務者の資力判断の基礎としないのが通常であるというべきである。したがつて、右のような問題のあることは、前記のような解釈の妨げとはならない。」

- (21) 大判昭和一五年一〇月二六日（法律新聞四六三九号五頁）。他に、筆者は、未見であるが、水戸地下妻支判大正一年三月二八日（法律評論一一巻民法二五九頁）がある。
- (22) 最判昭和二五年四月二八日（民集四巻四号一五二頁）。
- (23) 東京地判平成二年六月二六日（判時一三七七号七四頁、判夕七三八号一五六八頁）。
- (24) 東京高判平成一〇年一月五日（判時一六五三号一一四頁）。

五 わが国の学説

1 体系書・教科書レベル⁽²⁵⁾

(1) 明治民法に関する学説

① 相続法に関する学説

明治民法施行直後の相続法に関する学説は、相続人（遺留分権利者）の債権者による減殺請求権の債権者代位行使を認めるとともに、被相続人の債権者についても、相続人が単純承認した後は、相続人（遺留分権利者）の債権者になるとして、その行使を認めている。⁽²⁶⁾

大正から昭和にかけての相続法に関する学説も、ほぼ一致して相続人の債権者による減殺請求権の代位行使を認めている。⁽²⁷⁾

昭和期になつてから、相続債権者について相続人が限定承認をした場合にも代位行使を認める説（谷口・近藤説）⁽²⁸⁾が現れた。

谷口・近藤説	相続人の債権者	単純承認	贈与○	遺贈○
	被相続人の債権者	単純承認	贈与○	遺贈○
	限定承認	贈与○	遺贈○	

② 債権総論に関する学説

債権者代位権に関する学説は、この問題に常に言及するわけではないが、言及するものは、相続人の債権者による代位行使を認めるものが多い。⁽²⁹⁾

(2) 現行民法に関する学説

① 肯定説

現行法になつてからも、多数の学説は、相続人の債権者による減殺請求権の代位行使を認めていた。⁽³⁰⁾ただし、相続債権者による代位行使について、谷口・近藤説に与して、限定承認時にも代位行使を認める説もある。⁽³¹⁾

その一方で、相続人の債権者による代位行使について、相続人が限定承認をした場合において、減殺請求をしたときは、減殺請求して取り戻した財産は、相続債権者の責任財産を構成し、残余額が出ない限り相続人の債権者を潤すことにならないので、かかる場合にまで、債権者が介入することは妥当でなく、否定すべきだとする学説もある。⁽³²⁾

遺留分減殺請求権と債権者代位権

② 否定説

これに対し、債権者代位権に関する学説を中心として、相続人の自由意思を尊重する見地から、相続人の債権者による減殺請求権の代位行使を否定する説がある。⁽³³⁾

2 論文・判例評駁レベル（東京地裁平成二年判決に関する評駁）⁽³⁴⁾

（1）肯定説

高木教授は、次のように述べている。⁽³⁵⁾「遺留分減殺請求権が行使されると取戻財産が遺留分権利者に帰属するのであるから、債権者の共同担保となり得、この面では債権者代位権の対象となりうる資格を有している。したがって、問題は、遺留分減殺請求権の行使を、遺留分権利者の意思にのみ委ねるべきかである。全ての権利は、行使するか否かは権利者の自由意思に委ねられている。問題は、債権者代位権による介入までも排除すべきほど、自由意思を尊重すべきかである。

（中略）問題は、遺留分権利者が無資力である場合においても、遺留分権利者の自由意思が尊重されるべきである。家族法関係を背景に持つ財産関係は、債権法といった財産法原理の侵入を排除しうるような『聖域』であろうか。

民法一〇三一条は、「承継人」による行使を認めている。相続のような包括承継に止まらず、特定承継、すなわち減殺請求権の譲渡の可能性も、前提としている。本判決のいうように、帰属上の一身専属性が否定されても、当然に行使上の一身専属性が否定されるわけではない。しかし、一般論としてはともかく、遺留分減殺請求権においては、相続性の肯定だけではなく、特定承継をも肯定していることに注目すべきである。……遺留分減殺請求権が権利者の身分から切り離された純粋の財産権であることを示している。（中略）

減殺請求権代位行使の方法で、債権者が相続財産に介入していくことを拒まないといけないほど、被相続人の相続秩序形成の意思を『聖域』視することは賛成できない」。

伊藤昌司教授は、次のように述べている。⁽³⁶⁾「減殺請求権の相続も特定承継も可能という前提を承認する以上、『遺留分減殺請求権が権利者の身分から切り離された純粋の財産権であること』を否定することは困難である。

私は、遺留分の財産権的性質を最大限に承認し、遺留分権の効力を強めるのが相続法を個人主義的なものにすることを考える立場から、一身専属性否定説に与する。

遺留分権は、高木評駁も述べるように、『法定相続権の一部』である。遺留分権利者が相続を放棄すれば、遺留分権も同時に放棄することになるので、相続放棄が詐害行為取消権の対象となるかという別の問題を生むにせよ、代位行使は問題にならない。しかし、遺留分権利者が相続を承認する以上、個人的な財産権としての遺留分減殺請求権が遺留分権利者に帰属しており、少なくとも、単純承認した遺留分権利者の固有債権者には代位行使が許されなければならない」。

(2) 否定説

これに対して、山口純夫教授は、次のように述べている。⁽³⁷⁾「遺留分減殺請求権の処分の自由およびその結果として承継人の権利行使が認められていることと遺留分減殺請求権の行使が遺留分権利者自らの自由な意思決定に委ねられるべき事項であることとは区別して考えなければならない。(中略)

遺留分権利者が遺留分の侵害にもかかわらず被相続人の処分行為を是認する場合は、その遺留分権者の判断が尊重されるということになる。そこには他人の意思の介入の余地はない。その意味で遺留分減殺請求権は行使上的一身専属権である」。

- (25) 前田・前掲注(17)を参照。体系書・教科書レベルのわが国の学説については、文献のうちの一部に、前田教授の論文から孫引をし、筆者（大島）自身は未見のものがある。
- (26) 奥田義人『民法相続法論』〔初版〕（一八九八年）四一七頁～四一八頁、梅・前掲注(5)四三六頁、牧野菊之助『日本相続法論』〔初版〕（一九〇九年）三八五頁。
- (27) 仁井田益太郎『親族法相続法論』〔二版〕（一九一五年）六九六頁、柳川勝二『日本相続法註釈下巻』〔三版〕（一九一五年）六二三頁～六二三頁、古山茂夫『相続法註解』〔三版〕（一九二三年）一四〇頁、穂積重遠『相続法第一分冊』（一九一七年）四四〇頁。
- (28) 谷口知平『遺留分』穂積重遠＝中川善之助編『家族制度全集法律篇V 相続』（一九三八年）一九一頁、近藤英吉『相続法論』〔下〕（一九三八年）一二五一頁。
- (29) 岡松參太郎『間接訴權』法学新報一四卷二号（一九〇四年）一〇頁、中島玉吉『民法糺議卷之三』〔六版〕（一九二七年）六五二頁、勝本正晃『債権総論中巻3』（一九三六年）二三五頁、近藤英吉＝柚木馨『注釈日本民法債権編相続上巻』（一九三四年）二五〇頁。
- (30) 中川善之助監修『註解相続法』（一九五一年）四五四頁（島津一郎執筆）、我妻栄＝立石芳枝『親族法相続法』（一九五二年）六三八頁、柚木馨『判例相続法論』（一九五三年）四二三頁、高木多喜男『総合判例研究叢書民法』〔23〕『遺留分』（一九六四年）一三三頁、我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタールVIII相続法』（一九六六年）三一八頁～三一九頁、加藤永一『叢書総合判例研究・遺留分』（一九八〇年）三六頁、中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法28』（一九八八年）四五〇頁（中川淳執筆）（旧版の『注釈民法28』（一九七三年）三六九頁も同旨）、中川善之助＝泉久雄『相続法』〔三版〕（一九八八年）六一四頁、鈴木祿弥『相続法講義』〔改定版〕（一九九六年）一七八頁、松坂佐一『債権者代位権の研究』（一九五〇年）八二頁、金山正信『債権総論』（一九六四年）九四頁、前田達明『口述債権総論』〔三版〕（一九九三年）二五三頁。

(31) 中川善之助『註釈相続法（下）』（一九五五年）二三二五頁〔島津一郎〕、我妻＝唄・前掲注（30）三一八頁～三一九頁、
高木・前掲注（30）一三四頁、加藤・前掲注（30）三七頁、鈴木・前掲注（30）一七九頁。

(32) 我妻＝唄・前掲注（30）三一八頁～三一九頁、高木・前掲注（30）一三四頁、高木多喜男『口述相続法』（一九八八年）
五五〇頁、中川＝加藤編・前掲注（30）四五〇頁〔中川淳執筆〕、鈴木・前掲注（30）一七八頁～一七九頁。

(33) 於保不二雄『債権総論〔新版〕』（一九七二年）一六八頁、林良平＝石田喜久夫＝高木多喜男『債権総論』（一九七
八年）一七一頁〔石田喜久夫執筆〕。

(34) 本稿では引用しないが、この判決に関する評釈としては、木下重康「判批」判タ七六二号（一九九一年）一六八
頁もある。

(35) 高木多喜男「判批」私法判例リマーカス三号（一九九一年）九一頁。

(26) 伊藤昌司「判批」判評四〇〇号（判時一四五号（一九九二年）一八〇頁。

(37) 山口「判批」前掲。

六 私 見

1 私見その一（遺留分減殺請求権は一身専属権ではない）

私見は、肯定説に立つものであり、遺留分減殺請求権は一身専属権ではないと解する。以下では、四つの点で、
否定説について批判を加えたい。

(1) 遺留分権利者の自由

否定説の側からは、遺留分減殺請求権の代位行使を認めると、遺留分権利者の自由が害されることになる、と
主張されている（東京地裁平成二年判決、東京高裁平成一〇年判決）。

しかし、遺留分減殺請求権の代位行使を認めないとすると、債権者を害する自由を遺留分権利者に對して認めることになり、不当である。

(2) 遺留分の減殺は、身分行為ではない。

遺留分減殺請求権が身分行為であるか否かは、身分行為の定義いかんによる。例えば、佐藤義彦教授は、「身分行為とは、親族關係の変動を直接に目的とする法律行為の総称を意味するもの」としている。⁽³⁸⁾ この定義によれば、婚姻、協議離婚、縁組、協議離縁、認知、姻族關係終了の意思表示、および死後離縁のみが身分行為ということになり、遺留分の減殺は身分行為ではない。

(3) 債権者に無関係な要素の存在

否定説のなかには、遺留分減殺請求をするか否かの判断に際して、遺留分権利者は、債権者に無関係な要素を考慮する、ということを挙げる見解がある（東京地裁平成二年判決、東京高裁平成一〇年判決）。

たしかに、遺留分減殺請求をするか否かの判断に際して、遺留分権利者は、債権者に無関係な要素を考慮することはあるであろう。しかし、それは何も遺留分減殺請求の場合のみに特有なことではない。したがつて、遺留分減殺請求をするか否かの判断に際して、債権者に無関係な要素を考慮することがあるという事情だけでは、遺留分減殺請求権の代位行使を否定するだけの根拠とはならない。代位行使を認めないことによつて、債権者の利益を犠牲にしてまで、遺留分権利者の考慮を尊重する必要はないであろう。

(4) 相続人が遺留分だけでも承継するということについての債権者の期待

否定説のなかには、債権者は、債務者の固有財産のみをあてにすべきであり、債務者が遺留分だけでも被相続人の相続財産を承継するということについての債権者の期待は保護に値しない、とするものがある（東京地裁平

遺留分減殺請求権と債権者代位権

成二年判決、東京高裁平成一〇年判決)。

債権者の期待が保護に値するものであるか否かは、価値判断の分かれるところであろう。まず、「経済的に破綻している債務者であっても、相続した後に弁済してくれるであろう」という債権者の期待は、「正当であり、また根拠のあることである」という説がある。⁽³⁹⁾ これは、スイス法に関して、相続放棄を債権者取消権で取り消すことができる旨を主張するスイスの学説の主張である。⁽⁴⁰⁾

また、遺留分減殺請求権の代位行使を認めているフランス法およびフランス法圏諸国の判例・学説は、この価値判断を前提としている、ということができるよう。

本件においては、相続開始前から、債権者は相続財産をあてにしていた。このようなケースにおいては、いわば、被相続人が死亡することを、債権者が期待しているかのとき様相を呈することになる(否定説の基礎には、このような事情に対するナイーブな道徳的反感があるのかもしれない)。しかし、経済的にいえば、債務者の信用力が増大すると評価することができる。

本件においては、遺留分権者は、相続開始前には、債権者に対して、相続財産によつて債務を弁済すると書いて、自己の信用の補完としておきながら、相続開始後には、その信頼を裏切つて、遺留分減殺請求権を行使しないというのは、債権者の信頼を裏切ることになる。

2 私見その二(相続人の債権者に限つて代位行使を認めるべきである)

(1) 場合わけ

A 債権者代位権を行使する債権者は?

B
① 相続人の債権者
② 被相続人の債権者（相続債権者）

① 単純承認
② 限定承認

C
被相続人のした処分

- ① 生前贈与（一〇三一条参照）
② 遺贈（一〇三一条参照）
③ 相続分の指定（九〇二条一項参照）

(2) 私見の詳細

① A①—B①型（相続人の債権者行使型、単純承認型）

すべての肯定説は、この型の場合には、遺留分減殺請求権の代位行使を認めている。私見も、これを肯定する。この型の場合については、詳論する必要はないであろう。

② A①—B②型（相続人の債権者行使型、限定承認型）

高木説は、遺留分減殺請求権の代位行使を認めない。このような高木説は、肯定説の中では特異な見解である。高木教授は、次のように述べている。「限定承認がなされたるとたとえ遺留分権利者の固有債権者が、代位行使をしても、取り戻し財産は相続財産を構成するので、代位行使は無意味である故に、許すべきでない」。「空振りに終わるかも知れず、余剩があつても僅かであろうし、このような場合にまで、債権者が介入するのは妥当でない

と思われる⁽⁴¹⁾。

高木多喜男説	相続人の債権者	単純承認	贈与○	遺贈○
被相続人の債権者	単純承認	贈与×	遺贈×	限定承認
			贈与○	遺贈○
			贈与○	遺贈○

伊藤教授は、次のように述べている。「高木説によれば、減殺請求権によって取り戻す財産は遺留分権利者の固有財産となるのではなく相続財産に復帰して相続債権者への弁済にまわされるだけのことであるから、固有債権者に代位行使させる意味はないとされる。しかし、私は、減殺請求により、減殺の目的物は遺留分権利者の固有財産として取り戻されると解するので、右の見解には従わない。遺留分権利者の固有債権者は、限定承認によつて相続財産とは分離された遺留分権利者の固有財産の一部たる遺留分減殺請求権を行使できると考えるべきではなかろうか」。⁽⁴²⁾

私見 減殺の効果をどう考えるにしろ、減殺請求権の代位行使を否定すべき理由はない。高木説の言うように、「空振りに終わるかも知れず、余剰があつても僅かであろう」という場合には、債権者は遺留分減殺請求権の代位行使をしないであろう。しかし、それは、代位行使は可能であるが、行わないというだけのことであつて、代位行使を否定しなければならないということにはならない。

③ A②—B①型（被相続人の債権者行使型、単純承認型）

C① 生前贈与 まず、贈与について。被相続人の債権者は、被相続人の財産から債権の弁済を得られないのなら、贈与を詐害行為として、債権者取消権によつて取り消すことができるはずである（四二四条）。したがつ

て、減殺請求権の代位行使を認める必要はないと考える。

C② 遺贈 次に、遺贈について。被相続人の債権者は、自己の債権を確保するために、第一種財産分離を請求するという方法がある（九四一条）。この場合には、被相続人の債権者は、受遺者よりも優先して弁済を受けることができる（九四七条による九三一条の準用）。

また、被相続人の債権者は、相続財産破産を申し立てるという方法もある。この場合にも、被相続人の債権者は、受遺者よりも優先して弁済を受けることができる（破産法四二条）。

C③ 相続分の指定 したがつて、被相続人の債権者に対して、遺留分減殺請求権の代位行使を認める必要はない。

C④ A②—B②型（被相続人の債権者行使型、限定承認型）

C① 生前贈与 まず、贈与について。被相続人の債権者は、被相続人の財産から債権の弁済を得られないのなら、贈与を詐害行為として、債権者取消権によって取り消すことができるはずである（四二四条）。したがつて、減殺請求権の代位行使を認める必要はない。

C② 遺贈 次に、遺贈について。限定承認の場合には、民法九二七条の広告期間の満了の後、相続債権者は、受遺者よりも優先して弁済が受けられる（九三一条）。また、被相続人の債権者は、第一種財産分離を請求す

遺留分減殺請求権と債権者代位権

るという方法（九四一条）、さらに相続財産破産を申し立てるという方法もある。これらの場合にも、相続債権者は、受遺者よりも優先して弁済を受けることができる（九四七条による九三二一条の準用、破産法四二条）。したがって、相続債権者に対し、遺留分減殺請求権の代位行使を認める必要はない。

C③ 相続分の指定

最後に、相続分の指定について。限定承認の場合には、被相続人の債権者は、相続人よりも優先して弁済が受けられる。また、被相続人の債権者は、第一種財産分離を請求するという方法（九四一条）、さらに相続財産破産を申し立てるという方法がある。これらの場合にも、被相続人の債権者は、相続人よりも優先して弁済を受けることができる。したがって、被相続人の債権者に対して、遺留分減殺請求権の代位行使を認める必要はない。

(3) 私見の要約

大島俊之説	相続人の債権者	単純承認	贈与○	遺贈○	相続分指定○
被相続人の債権者	限定承認	贈与○	遺贈○	相続分指定○	相続分指定×
	単純承認	贈与×	遺贈×	相続分指定×	
	限定承認	贈与×	遺贈×	相続分指定×	

(38) 佐藤義彦「身分行為管見」『太田武男先生還暦記念・現代家族法の課題と展望』四頁。

(39) Berner-Tuor, Art. 578 RnNr. 1-3

(40) 大島俊之『債権者取消権の研究』大阪府立大学経済研究叢書（一九八六年）六七頁参照。

(41) 高木「判批」前掲。

(42) 伊藤「判批」前掲。

〔付
録〕 肯定説の要約

グリマルディ説

相続人の債権者

單純承認認

贈与

遺贈

梅謙次郎說

相続人の債権者

單純承認

贈与

遺贈

谷口・近藤説

相続人の債権者

单纯承認

贈与

高木多喜男說

相続人の債権者

單純承認

被相続人の債権者

单纯承認
限定承認
单纯承認
限定承認

贈与○

遺贈○ 遺贈○ 遺贈× 遺贈○

遺留分減殺請求権と債権者代位権

大島俊之説

相続人の債権者	被相続人の債権者	単純承認
限定承認	単純承認	単純承認
贈与 ×	贈与 ×	贈与 ○
遺贈 ×	遺贈 ×	遺贈 ○
相続分指定 ×	相続分指定 ×	相続分指定 ○